

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文 目次

一、	予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）の一部改正（第一条関係）	1
二、	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部改正（第二条関係）	2
三、	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部改正（附則第四条関係）	16

改正案	現行
<p>（剰余金の計算）</p> <p>第十九条 財政法第六条に規定する剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から次の各号に掲げる額の合算額を控除してこれを計算する。</p> <p>一 翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額</p> <p>二 当該年度における所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三</p> <p>・一、酒税の収入額の百分の五十並びに消費税の収入額の百分の二十二</p> <p>・三 〃に相当する金額の合算額が</p> <p>当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十</p> <p>三・一、酒税の収入見込額の百分の五十並びに消費税の収入見込額の百分の二十二・三</p> <p>金額の合算額として予算に定められた額を超えるときは、当該超過額</p>	<p>（剰余金の計算）</p> <p>第十九条 財政法第六条に規定する剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から次の各号に掲げる額の合算額を控除してこれを計算する。</p> <p>一 翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額</p> <p>二 当該年度における所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二</p> <p>、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十二</p> <p>・三並びにたばこ税の収入額の百分の二十五に相当する金額の合算額が</p> <p>当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十</p> <p>二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十二・三並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する</p> <p>金額の合算額として予算に定められた額を超えるときは、当該超過額</p>

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部改正（第二条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（公営競技納付金の納付）</p> <p>第二条 法第三十二条の二の規定により公営競技を行う都道府県又は市町村（特別区を含む。以下この条において「施行団体」という。）が地方公共団体金融機構（第五項）において「機構」という。）に納付すべき納付金（以下この条において「公営競技納付金」という。）の額は、当該年度の公営競技につき、次に掲げる売得金又は売上金の額（施行団体が公営競技を行うことを目的とする一部事務組合又は広域連合（第四項において「一部事務組合等」という。）を組織して公営競技を行う場合にあつては、当該売得金又は売上金を収益配分率によつて按分して得た額。以下この条において「売上額」という。）の合計額から四十億円を控除した額（次項第七号において「控除後売上額」という。）に、同項に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該年度の公営競技の収益の額から七千万円を控除した額（第四項において「調整後収益額」という。）から当該年度の公営競技の売上額の合計額に應じ第三項に定めるところにより算定した額を控除した額（以下この項において「納付限度額」という。）を超えるときは、公営競技納付金の額は、当該納付限度額とする。</p> <p>一 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第八条第一項の勝馬投票券</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（公営競技に係る納付金の納付）</p> <p>第二条 法第三十二条の二の規定により公営競技を行う都道府県又は市町村（特別区を含む。以下この条において「施行団体」という。）が地方公共団体金融機構（以下この条において「機構」という。）に納付すべき納付金（以下この条において「公営競技納付金」という。）の額は、当該年度の公営競技につき、次に掲げる売得金又は売上金の額（施行団体が公営競技を行うことを目的とする一部事務組合又は広域連合（第四項において「一部事務組合等」という。）を組織して公営競技を行う場合にあつては、当該売得金又は売上金を収益配分率によつて按分して得た額。以下この条において「売上額」という。）の合計額から四十億円を控除した額（次項第七号において「控除後売上額」という。）に、同項に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該年度の公営競技の収益の額から七千万円を控除した額（第四項において「調整後収益額」という。）から当該年度の公営競技の売上額の合計額に應じ第三項に定めるところにより算定した額を控除した額（以下この項において「納付限度額」という。）を超えるときは、機構に納付すべき納付金の額は、当該納付限度額とする。</p> <p>一 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第八条第一項の勝馬投票券</p>

の売得金

二 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十二条第一項の車券の売上金

三 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十六条第一項の勝車投票券の売上金

四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十五条第一項の舟券の売上金

2 法第三十二条の二に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる公営競技が行われる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一 昭和四十五年度から昭和五十年までの各年度 千分の五

二 昭和五十一年度 千分の七

三 昭和五十二年 千分の八

四 昭和五十三年から昭和六十一年までの各年度 千分の十

五 昭和六十二年及び昭和六十三年 千分の十一

六 平成元年度から平成十七年度までの各年度 千分の十二

七 平成十八年度から平成二十二年度までの各年度 次に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ次に定める率

イ 当該年度の控除後売上額のうち三十億円以下の金額 千分の十一

ロ 当該年度の控除後売上額のうち三十億円を超える金額 千分の十二

八 平成二十三年から平成三十二年までの各年度 千分の十

3 第一項に規定する当該年度の公営競技の売上額の合計額に応じ算定した額とは、当該合計額（六百五十億円を超える部分を除く。）を次の各号に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に当該各号に定める率を乗じて得た

の売得金

二 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十二条第一項の車券の売上金

三 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十六条第一項の勝車投票券の売上金

四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十五条第一項の舟券の売上金

2 法第三十二条の二に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる公営競技が行われる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一 昭和四十五年度から昭和五十年までの各年度 千分の五

二 昭和五十一年度 千分の七

三 昭和五十二年 千分の八

四 昭和五十三年から昭和六十一年までの各年度 千分の十

五 昭和六十二年及び昭和六十三年 千分の十一

六 平成元年度から平成十七年度までの各年度 千分の十二

七 平成十八年度から平成二十二年度までの各年度 次に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ次に定める率

イ 当該年度の控除後売上額のうち三十億円以下の金額 千分の十一

ロ 当該年度の控除後売上額のうち三十億円を超える金額 千分の十二

八 平成二十三年から平成二十七年までの各年度 千分の十

3 第一項に規定する当該年度の公営競技の売上額の合計額に応じ算定した額とは、当該合計額（六百五十億円を超える部分を除く。）を次の各号に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に当該各号に定める率を乗じて得た

額の合計額に、更に当該年度の調整後収益率を乗じて得た額をいう。

- 一 二百五十億円以下の金額 十分の五
 - 二 二百五十億円超三百五十億円以下の金額 十分の四
 - 三 三百五十億円超四百五十億円以下の金額 十分の三
 - 四 四百五十億円超五百五十億円以下の金額 十分の二
 - 五 五百五十億円超六百五十億円以下の金額 十分の一
- 4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公営競技の収益の額 施行団体の公営競技に係る会計の当該年度の支出のうち他の会計に繰り入れられた金額又は施行団体の公営競技を行うことを目的とする一部事務組合等の当該年度の支出のうち当該一部事務組合等を組織する施行団体に配分された金額を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した金額をいう。

二 調整後収益率 調整後収益額の売上額の合計額に対する割合をいう。

三 収益配分率 施行団体が公営競技を行うことを目的とする一部事務組合等を組織して公営競技を行う場合において、当該一部事務組合等を組織する各施行団体に収益として配分されるべき金額の割合をいう。

5 施行団体は、各年度ごとに、第一項の規定により算定した公営競技納付金の額を翌年度の十一月三十日までに機構に納付するものとする。

6 第一項の規定にかかわらず、公営競技納付金の額は、当分の間、同項の規定により算定した額に、十分の八を乗じて得た額とする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは、「次項」とする。

額の合計額に、更に当該年度の調整後収益率を乗じて得た額をいう。

- 一 二百五十億円以下の金額 十分の五
 - 二 二百五十億円超三百五十億円以下の金額 十分の四
 - 三 三百五十億円超四百五十億円以下の金額 十分の三
 - 四 四百五十億円超五百五十億円以下の金額 十分の二
 - 五 五百五十億円超六百五十億円以下の金額 十分の一
- 4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公営競技の収益の額 施行団体の公営競技に係る会計の当該年度の支出のうち他の会計に繰り入れられた金額又は施行団体の公営競技を行うことを目的とする一部事務組合等の当該年度の支出のうち当該一部事務組合等を組織する施行団体に配分された金額を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した金額をいう。

二 調整後収益率 調整後収益額の売上額の合計額に対する割合をいう。

三 収益配分率 施行団体が公営競技を行うことを目的とする一部事務組合等を組織して公営競技を行う場合において、当該一部事務組合等を組織する各施行団体に収益として配分されるべき金額の割合をいう。

5 施行団体は、各年度ごとに、第一項の規定により算定した納付金の額を翌年度の十一月三十日までに機構に納付するものとする。

(新設)

7 前項の規定により読み替えられた第五項の規定にかかわらず、施行団体は、当分の間、前項の規定により算定した公営競技納付金の額を公営競技が行われた年度後三年度内の各年度に均等に分割して当該各年度の十一月三十日まで納付することができる。

(協議不要基準額の算定における標準的な規模の収入の額の特例)

第九条

平成二十三年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第一項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

2 平成二十四年度及び平成二十五年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第一項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

3 平成二十六年から平成二十八年までの各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第二項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

4 平成二十九年以後の各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

6 前項の規定にかかわらず、施行団体は、当分の間、同項の納付金の額を公営競技が行われた年度後三年度内の各年度に均等に分割して当該各年度の十一月三十日まで納付することができる。

(協議不要基準額の算定における標準的な規模の収入の額の特例)

第九条

平成二十二年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第一項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

2 平成二十三年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

3 平成二十四年度及び平成二十五年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第二項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

4 平成二十六年から平成二十八年までの各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第三項及び第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

5 平成二十九年以後の各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第十条

平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額の合算額」とする。

2| 平成二十六年から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額の合算額」とする。

(削除)

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第十条

平成二十二年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額の合算額」とする。

2| 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額の合算額」とする。

3| 平成二十六年から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額の合算額」とする。

(平成二十二年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条

平成二十二年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる

字句とする。

第十三条	<p>第十三条 第一号イ</p>	地方交付税法	当該地方揮発油譲与税	揮発油譲与税	同条	同法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条	地方揮発油譲与税	当該児童手当及び子ども手当特例交付金、 地方揮発油譲与税	読替え後の地方交付税法第十四条	<p>同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「旧特例交付金法」という。）第九条第一項及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>		

		第一号口	第十四条	
		第十三条	同条	読替後の地方交付税法第十四条
		第二号	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
		第十三条	同条	読替後の地方交付税法第十四条
		第十三条及 第三号及 び第四号	地方揮発油譲 与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、地方 揮発油譲与税
		第十三条	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
		同条	同条	読替後の地方交付税法第十四条
		特別とん譲与 税	特別とん譲与 税	児童手当及び子ども手当特例交付金、特別 とん譲与税
		第十三条	地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施 行に伴う関係政令の整備に関する政令（平 成二十三年政令第八十六号）第二条の規定 による改正前の地方特例交付金等の地方財 政の特別措置に関する法律施行令（平成十 一年政令第九十五号）第二条の規定により 読み替えられた地方自治法施行令（昭和二 十二年政令第十六号）附則第七条の四第二 項の規定により読み替えられた同令
額	基準財政収入 額			基準財政収入額（地方交付税法附則第七条 の二第二項に規定する算定方法におおむね 準ずる算定方法により加算した額がある場 合にあつては当該額に相当する額を控除し

(平成二十三年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 平成二十三年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「旧特例交付金法」という。）第九条第二項の規定により読み替えられた同条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」とい
--------------	--------	---

(平成二十三年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 平成二十三年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「旧特例交付金法」という。）第九条第二項の規定により読み替えられた同条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」とい
--------------	--------	---

与税	自動車重量譲	た額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）
車重量譲与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、自動	

		十六号)
基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあっては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。）	よる改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第一項の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令
自動車重量譲与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税	

（平成二十四年度及び平成二十五年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十二条 平成二十四年度及び平成二十五年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の
第一号イ		

		十六号)
基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあっては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。）	よる改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第一項の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令
自動車重量譲与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税	

（平成二十四年度及び平成二十五年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十三条 平成二十四年度及び平成二十五年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の
第一号イ		

第十三条 第一号ロ	第十三条	同条	地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方 法人特別税等に関する暫定措置法（平成二 十年法律第二十五号）第三十九条の規定に より読み替えられた地方交付税法第十四条 （以下この条において「読替え後の地方交 付税法第十四条」という。）
	第十四条	同条	
第十三条 第二号か ら第四号 まで	同条	同条	地方財政の特別措置に関する法律（平成十 一年法律第十七号）第八条第一項及び地方 法人特別税等に関する暫定措置法（平成二 十年法律第二十五号）第三十九条の規定に より読み替えられた地方交付税法第十四条 （以下この条において「読替え後の地方交 付税法第十四条」という。）
	同法第十四条	同法第十四条	
第十三条 第五号	同条	同条	地方財政の特別措置に関する法律（平成十 一年法律第十七号）第八条第一項及び地方 法人特別税等に関する暫定措置法（平成二 十年法律第二十五号）第三十九条の規定に より読み替えられた地方交付税法第十四条 （以下この条において「読替え後の地方交 付税法第十四条」という。）
	地方交付税法等の一部を改正する法律の施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施 行に伴う関係政令の整備に関する政令（平 成二十六年政令第百三十三号）附則第三項 の規定による改正前の地方特例交付金等の 地方財政の特別措置に関する法律施行令（ 平成十一年政令第九十五号）第二条の規定 により読み替えられた地方自治法施行令（ 昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の	

第十三条 第一号ロ	第十三条	同条	地方財政の特別措置に関する法律（平成十 一年法律第十七号）第八条第一項及び地方 法人特別税等に関する暫定措置法（平成二 十年法律第二十五号）第三十九条の規定に より読み替えられた地方交付税法第十四条 （以下この条において「読替え後の地方交 付税法第十四条」という。）
	第十四条	同条	
第十三条 第二号か ら第四号 まで	同条	同条	地方財政の特別措置に関する法律（平成十 一年法律第十七号）第八条第一項及び地方 法人特別税等に関する暫定措置法（平成二 十年法律第二十五号）第三十九条の規定に より読み替えられた地方交付税法第十四条 （以下この条において「読替え後の地方交 付税法第十四条」という。）
	同法第十四条	同法第十四条	
第十三条 第五号	同条	同条	地方財政の特別措置に関する法律（平成十 一年法律第十七号）第八条第一項及び地方 法人特別税等に関する暫定措置法（平成二 十年法律第二十五号）第三十九条の規定に より読み替えられた地方交付税法第十四条 （以下この条において「読替え後の地方交 付税法第十四条」という。）
	地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施 行に伴う関係政令の整備に関する政令（平 成二十六年政令第百三十三号）附則第三項 の規定による改正前の地方特例交付金等の 地方財政の特別措置に関する法律施行令（ 平成十一年政令第九十五号）第二条の規定 により読み替えられた地方自治法施行令（ 昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の	

	四第二項の規定により読み替えられた同令
基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）

（平成二十六年以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十三条 平成二十六年以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
--------------	--------	--

	四第二項の規定により読み替えられた同令
基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）

（平成二十六年以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十四条 平成二十六年以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
--------------	--------	--

(平成二十六年) 平成二十六年における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十四条 平成二十六年における第二十二條の規定の適用については、同条中「第十三條各号」とあるのは、「附則第十條第一項及び第十二條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成二十七年) 平成二十七年から平成二十九年までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十五条 平成二十七年から平成二十九年までの各年度における第二十二條の規定の適用については、同条中「第十三條各号」とあるのは、「附則第十條第二項及び第十三條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成三十年) 平成三十年以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 平成三十年以後の各年度における第二十二條の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三條各号」とあるのは、「附則第十三條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)

第十七条 (略)

(平成二十五年) 平成二十五年及び平成二十六年における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十五条 平成二十五年及び平成二十六年における第二十二條の規定の適用については、同条中「第十三條各号」とあるのは、「附則第十條第二項及び第十三條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成二十七年) 平成二十七年から平成二十九年までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 平成二十七年から平成二十九年までの各年度における第二十二條の規定の適用については、同条中「第十三條各号」とあるのは、「附則第十條第三項及び第十四條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成三十年) 平成三十年以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十七条 平成三十年以後の各年度における第二十二條の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三條各号」とあるのは、「附則第十四條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)

第十八条 (略)

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部改正（附則第四条関係）

（傍線は改正部分）

改正案

現行

附則

（削除）

（平成二十七年~~度~~から平成二十九~~年度~~までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第四条 平成二十七年~~度~~から平成二十九~~年度~~までの各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二~~条~~」とあるのは「地方財政法施行令附則第十五~~条~~の規定により読み替えられた同令第二十二~~条~~」と、第八条第一号イ(1)中「地

附則

（平成二十六~~年度~~における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第四条 平成二十六~~年度~~における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二~~条~~」とあるのは「地方財政法施行令附則第十五~~条~~の規定により読み替えられた同令第二十二~~条~~」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三~~条~~第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十~~条~~第二項及び第十三~~条~~の規定により読み替えられた同令第十三~~条~~第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三~~条~~第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三~~条~~の規定により読み替えられた同令第十三~~条~~第一号ロ」とする。

（平成二十七年~~度~~から平成二十九~~年度~~までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条 平成二十七年~~度~~から平成二十九~~年度~~までの各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二~~条~~」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六~~条~~の規定により読み替えられた同令第二十二~~条~~」と、第八条第一号イ(1)中「地

方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十條第二項及び第十三條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。

例)
(平成三十年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特

第五条 平成三十年度以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。

(平成二十七年及び平成二十八年
度 **における地方債を起**
すことができる場合の特例)

第六條 平成二十七年及び平成二十八年
度 における第十三條
の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする

方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十條第三項及び第十四條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十四條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。

例)
(平成三十年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特

第六條 平成三十年度以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十七條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十四條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十四條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。

(平成二十六年から平成二十八
年度までの各年度における地方債を起
すことができる場合の特例)

第七條 平成二十六年から平成二十八
年度までの各年度における第十三條
の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする

